

「児童虐待防止と学校」研修教材

オリエンテーション

～ 最初に必ずご覧下さい～

オリエンテーション

「児童虐待防止と学校」の研修教材によろこそ。

この教材は、児童虐待の防止と虐待を受けた子どもへの支援等のための、学校における対応について学ぶためのものです。

ここでは、まず、これからはじまる研修のオリエンテーションとして、児童虐待の防止等のため、学校に求められる役割などの基本的な事項についてご理解をいただくとともに、この教材の利用のしかたについて説明します。

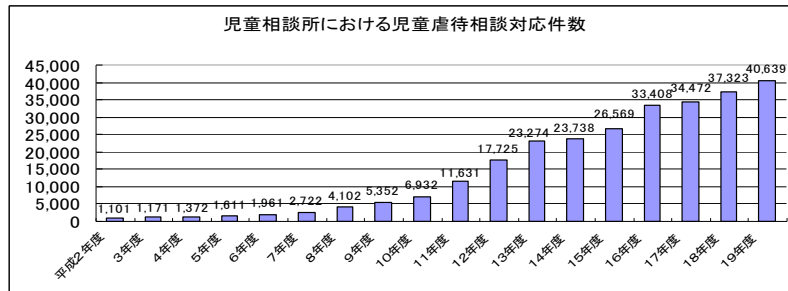
このオリエンテーションを見ていただいた後は、それぞれ必要なモジュールを選んで、各テーマの研修に進んで下さい。

この教材は自由に複製することができます。

一人でも多くの教職員のもとに、この教材が届くことを祈っています。

児童虐待防止と学校

- 増え続ける児童虐待



- 虐待への対応は学校にとっても大きな課題
- 法律に定められた責務がある

オリエンテーション

平成19年度に、全国の児童相談所が受理した児童虐待の相談件数は40,000件を超えました。この数字は、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）施行の前の平成11年度に比べ、4倍近くとなっており、この間、一貫して増加してきています。

児童虐待への対応は、これまで、ともすれば、もっぱら児童相談所等を中心とした福祉行政の課題であるという考えが強くありました。しかし、これは大きな誤りです。

児童虐待は、いまや、我が国の社会全体にとっての大きな問題となっており、学校等も含めた社会全体で、この問題の解決のために早急に対応していくことが求められるようになってきました。

また、最近では、いじめや暴力行為、不登校など、学校における生徒指導上の諸課題の背景として、児童虐待の問題が影響を与えているケースが少なくないこともわかってきました。

適切な児童生徒理解に基づく効果的な指導を進めていく上でも、それぞれの教職員が、児童虐待に関する正しい知識とこれへの対処法を身に付けることが重要となっています。

児童虐待の問題に対応する中心的な法律である「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）では、学校の教職員等に対しても、いくつかの責務を課しています。その具体的な内容はこの教材の中で学んでいただきますが、まずは、児童虐待への対応が、すべての教職員にとって避けて通ることのできない課題であることを、念頭に置いていただきたいと思います。

教職員のすべきこと

子どもの人権を守るために

- 虐待の早期発見等の努力義務
- 虐待に関する通告の義務
- 虐待を受けた子どもの保護・自立支援のための関係機関との連携・協力

オリエンテーション

児童虐待防止法では、学校及び教職員について、児童の福祉に関する業務を行う他の機関や職と同様、児童虐待を発見しやすい立場にあることを踏まえ、児童虐待の早期発見等に努めるべき努力義務を課しています。

また、虐待が疑われるケースに遭遇した場合、しかるべき機関にその旨を通告する義務もあります。学校・教員に求められているのは、自身で確実な証拠を見つけることではなく、適切に疑い、虐待と思われる場合は直ちに通告して、関係機関による安全確認に協力していくことです。

こうした点については、この教材の中で、さらに詳しく解説していきます。

さらに、児童相談所等の関係機関が、虐待を受けた子どもの保護や自立支援のための施策を行うに当たっても、これに協力するよう努めなければならないこと等とされています。

このように、子どもの心身の「育ち」を支える学校は、重大な人権侵害である児童虐待の予防・発見、虐待を受けた子どもへの対応において、十分な役割を果たすよう求められているのです。

学校とのかかわり ／学校に期待される役割

- 学校は、すべての子どもに関与できる唯一のシステム
- 虐待通告後の措置としては、学校を含めた地域の社会資源による見守り・支えに委ねられるケースが8～9割
- 家庭から分離された子どもへの学校教育

オリエンテーション

現在、学校教育は、学齢期のすべての子どもに関与することのできる唯一のシステムとなっています。学齢期の子どもであれば、原則として、必ずどこかの学校に籍を置くこととなり、不登校の子どもについても、学校や教育委員会が継続的にかかわり、適応指導等を行っています。虐待を適切に発見していく上で、このような枠組みをもつ学校への期待には、大きなものがあります。

実際の虐待事例においては、虐待の通告がなされたからといって、必ずしも、ただちに子どもが施設に保護されたり、家庭から分離されたりするわけではありません。児童相談所に通告された子どものその後の処遇を見ても、8割から9割のケースは、在宅のまま、学校を含めた地域の社会資源によって、見守りと支えが続けられることになっています。学校は、単に虐待を発見するだけでなく、虐待を受けた子どもとその家庭に適切に対応する力も求められているのです。

虐待の程度が重いケースなどには、子どもが家庭から分離され、施設や里親のもとで生活することとなることもあります。しかし、少なくとも学齢期の子どもであれば、必ずどこかの学校には通います。施設や里親の下で生活する子どもは、多くの場合、その施設等がある校区の小中学校に通うこととなります。

つまり、学齢期にある限り、どのような虐待を受けている子どもでも、すべて学校や教職員との関わりをもつことになるのです。

児童虐待に対応するために

- 児童虐待はきわめて複雑な現象
- 虐待の問題は、さまざま人々が力を合わせることで、初めて解決可能
- 目標は「保護者と子どもの関係」を支えること
- 学校・教職員も、適切な「対応力」が必要

オリエンテーション

児童虐待はたいへん複雑な現象です。それは、現代を生きる親と子であれば誰もが経験し得るストレスや発達上のつまずきが、適切な支えのないままに不幸な連鎖を起こした結果として表れてきます。保護者を批判したり、子どもに同情したりするだけの一面的な考え方では本当の解決には至りません。

児童虐待の問題は、どんなにすぐれた専門家でも、ひとりで抱え込んで解決することはできません。さまざまな立場と役割をもった人々が、力を合わせることによって初めて解決の道筋が見えてきます。

児童虐待に対応するということは、単純に子どもを守って保護者を責めるということではありません。目標はあくまでも保護者と子どもの関係を支え、救うということです。たとえ、子どもが家庭から分離されて、その後保護者との生活を二度と経験しないことになるような場合ですら、その子どもにとって保護者との関係が何であったのかという納得を得るまでの支えが必要になります。

複雑で、長い時間を要する児童虐待への対応に当たっては、知識と対応力が必要です。どうぞ、この教材を利用して、児童虐待への適切な理解と対応の在り方を学んでいただきたいと思います。

この教材の構成

本編

【基礎編】

- 1 虐待の基礎的理解 ～発生のメカニズムと子どもが被る影響～
- 2 虐待と子どもの心理
- 3 学校生活での現れ
- 4 虐待と生徒指導・特別支援教育
- 5 虐待関連法規

【実践編】

- 6 疑いから通告へ (学校でできること①)
- 7 虐待を聞く技術・コミュニケーションの技法 (学校でできること②)
- 8 虐待を受けた子どもへの具体的な関わり (学校でできること③)
- 9 家庭への対応 (学校でできること④)
- 10 関係機関との連携とケース会議
- 11 家庭から分離された子どもへの対応
- 12 障害者虐待の防止と対応

資料編

オリエンテーション

この教材は、学校における子ども虐待への対応について最低限の学びを目指して作成されています。

教材は「本編」と「資料編」にわかれています。

「本編」は、全部で12のモジュールにより構成され、それぞれのモジュールが、1コマ・90分程度の研修用教材として利用できます。

モジュール1からモジュール5は、「基礎編」として、児童虐待が起こる要因・背景や、子どもに及ぼす影響、学校教育との関係等について理解を深めるための内容を扱っています。

モジュール6からモジュール12では、さらに「実践編」として、学校・教職員が、虐待を受けた子どもに実際に対応する際に、踏まえておくべき事項について学びます。

「資料編」には、本編の研修内容に関連したデータや、法規、通知等の資料を収録してあります。

教材は、どのモジュール・資料からでも自由に学ぶことができます。各モジュールの最初には、そのモジュールで学ぶ内容が概略的に示されます。

それでは、研修のはじまりです。児童虐待への対応について、一緒に学んでいきましょう。

制作：文部科学省

学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する
調査研究会議(平成18年度)

【座長】

玉井 邦夫 山梨大学教育人間科学部助教授

【委員】

岡上 直子 練馬区光が丘さくら幼稚園長
楠 凡之 北九州市立大学文学部教授
才村 純 日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長
鈴木 博幸 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課主任指導主事
関口 博久 宮城教育大学教授
滝川 一廣 大正大学人間学部教授・大正大学カウンセリング研究所所長
田中 康雄 北海道大学大学院教育学研究科教授
土田 秀行 児童養護施設錦華学院院長
松澤 茂久 東京都武蔵野市立第二中学校長
松本 貴美子 大阪府茨木市立春日小学校長
山下 英三郎 日本社会事業大学専門職大学院教授

※ 所属・職は当時

オリエンテーション